

第85回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月29日（月曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始）

会場

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室
(末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

ごあいさつ	1
財務ハイライト	2
TOPICS	3
第85回 定時株主総会招集ご通知	11
当社株主総会の流れ	13
議決権行使方法のご案内	14
株主総会参考書類	16
第1号議案 剰余金処分の件	16
第2号議案 定款一部変更の件	17
事業報告	19
連結計算書類	43
計算書類	47
監査報告書	50



株主総会
ポータル®

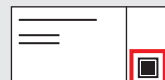
スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード*を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

議決権行使の期限

2026年6月26日（金曜日）
午後5時20分まで

議決権行使書のQRコード
を読み取る方法もご利用く
ださい。



日本電波工業株式会社

証券コード：6779



代表取締役 執行役員社長
加藤 啓美

株主の皆さまにおかれましては、平素より当社の事業活動に対し、温かいご支援とご理解を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、当社を取り巻く事業環境は、地政学リスクの高まりや需要構造の変化、技術革新の加速などにより、大きく変化しております。このような環境下において当社は、変化を前提とした経営を基本に据え、中長期的な成長と企業価値の向上に向けた取り組みを進めております。

2025年度（2026年3月期）の通期業績は、売上高は前年を上回ったものの、研究開発、DX、設備投資等の成長に向けた先行投資を積極的に実行したことにより、利益面では一時的に投資負担が先行する状況となりました。これらの投資は、将来の成長基盤を強化するためのものであり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

当社は、Vision2030の実現に向け、中期経営計画のもとで事業ポートフォリオの変革を進めております。フォトリソ加工技術をはじめとする中核技術について、独自性の高い技術基盤として磨き込みを進めることで差別化を図り、高付加価値領域における競争力の強化を図ってまいります。

また、当社は市場環境の変化を受動的に捉えるのではなく、自ら変革を生み出す企業になることを目指しております。AIデータセンター関連分野をはじめとする成長領域において製品開発及び供給体制の強化を進めるとともに、車載・移動体等の既存分野についても基盤強化に取り組んでまいります。

競争力の源泉である基盤技術については、フォトリソ加工技術の深化・進化に加え、開発・設計機能の強化を通じて、顧客ニーズへの対応力と収益性の向上を図ってまいります。さらに、DXと設備投資を連動させることで生産性向上を推進し、成長投資と収益力向上の両立を目指してまいります。

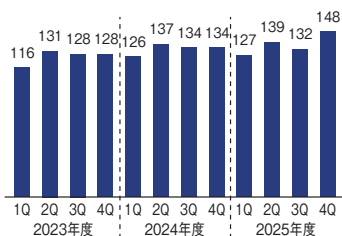
当社は、「重点領域」「成長投資」「収益性・資本効率」という観点を踏まえた規律ある経営のもと、投資の進捗及び成果を継続的に評価し、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

本総会は、当社の経営方針や取り組みについて、株主の皆さまにご理解を深めていただくとともに、対話を行う機会であると考えております。

引き続き、長期的な視点からご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

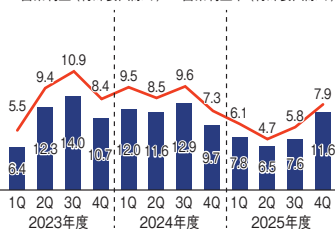
• 売上高 (単位：億円)



当事業年度の売上高は、第4四半期において車載、産業機器および特機向けの販売増加により、例年に比べて増収基調となりました。

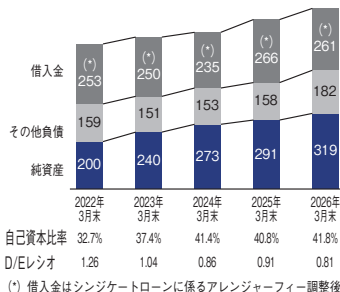
• 営業利益 (単位：億円/%)

■ 営業利益 (特殊要因除く) — 営業利益率 (特殊要因除く)



当事業年度の利益は、成長に向けた研究開発やDX、設備投資等の先行投資により一時的に低下したものの、第4四半期においては売上の増加に伴い収益性の改善がみられました。

• 財務状況 (単位：億円)



2026年3月末の自己資本比率は41.8%、D/Eレシオは0.81倍となり、健全な財務体質を維持しました。

• 2025年度通期の用途別売上高実績(前年同期比)

	売上高		
	24年度通期	25年度通期	前年比
車載	292億円	301億円	+9億円
移動体通信/IoT	134億円	130億円	△4億円
産業機器	35億円	44億円	+9億円
特機 ^(*)	12億円	17億円	+5億円
光学製品	19億円	14億円	△5億円
その他	38億円	40億円	+2億円
合計	530億円	546億円	+16億円

(*) 特機は、主として防衛・宇宙・公共無線向け製品を販売

車載向け、産業機器向け(主にAIデータセンター)、特機向け(主に防衛)が牽引し増加しました。一方でスマホ・光学は減少。結果、連結売上高は前年度比16億円増の546億円となりました。

• 2026年度通期の用途別売上高見通し(前年同期比)

	売上高		
	25年度通期	26年度通期見通し	前年比
車載	301億円	314億円	+13億円
移動体通信/IoT	130億円	132億円	+2億円
産業機器	44億円	84億円	+40億円
特機 ^(*)	17億円	21億円	+4億円
光学製品	14億円	16億円	+2億円
その他	40億円	39億円	△1億円
合計	546億円	606億円	+60億円

(*) 特機は、主として防衛・宇宙・公共無線向け製品を販売

車載向けはADASの高度化に伴い増収を見込んでおります。また、AIデータセンター向け需要の拡大を背景に、800Gを中心とした産業機器向けが成長を牽引する見通しです。これらにより、連結売上高は前年度比60億円増の606億円を見込んでおります。

◆新企業理念

波動で未来を科学する

Wave Motion Tech Moves Our Future!

この度、創業以来培ってきた波動要素技術こそ当社の強みと明確化・再定義しました。当社のDNAである創業理念「お客様への奉仕を通じて、社会の繁栄、世界の平和に貢献する」を礎とし、現在保有する技術・これから開発する技術を社会課題の解決に注ぎ込みます。

快適で安心・安全な未来社会の実現と世界の平和に貢献することが当社の存在意義です。

また、すべてのステークホルダーに実行を誓う主な経営指針として「4つの誓い」、社員の行動指針として「4つの志」を定めています。

◆4つの誓い(経営指針)

1. 持続可能な未来のために挑戦し続けます
2. 世界をリードする研究・技術力をさらに磨き続けます
3. 新しい価値創出を目指し、産官学との共創を推進します
4. 一人ひとりを大切にする価値観を基軸とします

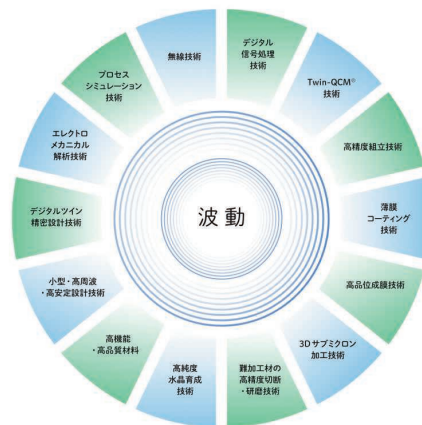
◆4つの志(行動指針)

1. 品質：意識と行動を「品質」にフォーカスする
2. 挑戦：未来を創り出す「挑戦」をあきらめない
3. チームワーク：最強の「チームワーク」を築く
4. 主体性：向上心を持ち「主体性」を磨く

◆世界に誇る当社の14の波動要素技術

波動現象は、自然界のさまざまな場面で見られるごく身近な事象です。その基本的なふるまいには、伝播・反射・共鳴といった性質があります。

当社は、こうした波動の性質を科学的アプローチでより深く理解し、自在に活用するための多種多様な要素技術を培ってきました。



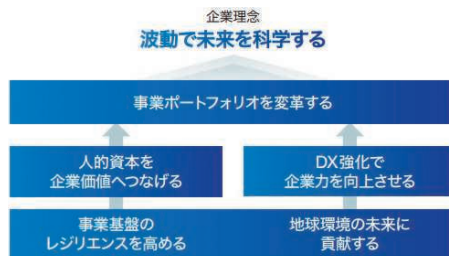
▼企業理念体系

<https://www.ndk.com/jp/company/philosophy/>



NDKのマテリアリティ（重要課題）を特定

社会やステークホルダーの期待、また自社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点を総合的に踏まえ、新たにマテリアリティを特定しました。事業ポートフォリオの変革、資本、事業基盤を有機的に結びつけ、価値創出を目指すとともに、各種取り組みを通じて企業理念の実現を図ってまいります。



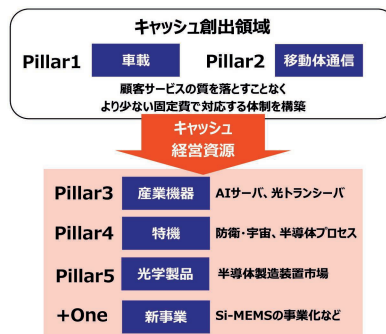
マテリアリティ	課題認識	めざす未来
事業ポートフォリオを変革する	当社はこれまで周波数の安定的な創出のために「水晶」という素材を通じて時計から医療までその時代に求められるあらゆる領域のニーズに応じて製品を提供し、成長してきました。しかし、社会はつねに移り変わるものであり、新しい技術が次々と生まれ、事業環境は急速に変化していきます。このような状況下で持続的な成長を続けるには社会ニーズの変遷に合わせて事業ポートフォリオを変革し続けていく必要があります。そのため、当社はこれまで培ってきた技術力をベースに、既存事業領域を深化させるとともに新領域を開拓していくことが課題となります。	未来を見通せば、当社が貢献できる用途は無限に広がっています。これまで「水晶」で培った素材・加工・設計の各技術力と高品質な生産能力に磨きをかけて、今後、ますます多様化する社会ニーズに対応したソリューションを提供し、快適で安心、安全な社会の実現に貢献します。
DX強化で企業力を向上させる	世界的に生産年齢人口の伸びが鈍化するなかにおいて、DXを推進した業務の効率化、生産性の向上は不可欠です。当社においては、グローバルにリアルタイムで経営をモニタリングできる体制の構築、工場における生産性の飛躍的な向上、間接部門のスリム化を目的に新基幹システムを導入し既存の製造ラインを次世代の高速ラインに置き換えています。このような最新のインフラをベースにDXによる新たなシステムを構築することで、業務の効率化と生産性の向上を図り、固定費を抑えながら売上高を上げる体制を構築します。この実現に向け、DXやAIに関わる人材の育成や意識改革にも取り組んでいきます。	基幹業務の効率化やスマートファクトリーの実現、データ活用によるマーケティング・販売の推進など、AIを活用したデータドリブン経営を通じて、お客様の期待を超える提案型企業を目指します。
人的資本を企業価値へつなげる	新しい技術が次々と現れ、事業を取り巻く環境が年々加速度的に変化するなかにおいて、NDKの持続的な成長に必要な人材要件もこの変化に対応して柔軟に再定義する必要があります。人材の採用、育成、リアロケーションやリスキリングはそれを踏まえたものであることが必要です。また、当社の事業領域はグローバルに広がっているため、多様な価値観を尊重した風通しの良い企業風土を醸成していくことが重要と考えています。	当社の持続的な成長に必要な人材の確保と研鑽を進め、多様な価値観を尊重した世界と未来に革新をもたらす人材集団をつくりあげます。
地球環境の未来に貢献する	水晶という無限の可能性を秘めた鉱物を生業とする当社にとって、地球環境の持続性を高めることは、事業の維持・発展のみならず、未来世代に果たすべき重要な責任と認識しています。	気候変動への対応を着実に推進していくために、GHG（温室効果ガス）排出量削減に向けたロードマップに従って、「2050年のカーボンニュートラル実現」を目指します。
事業基盤のレジリエンスを高める	幅広い産業界に水晶デバイスを提供し、グローバルに事業を展開する当社において、事業環境変化に伴う不確実性に対応し、事業継続を支えるレジリエンスを高めていくことは重要な課題です。そのため、適切に対応するためのコーポレート・ガバナンスとリスクマネジメント体制の強化が求められます。	リスクの未然防止と損害を最小限に抑え、リスクが顕在化した場合は、組織的に迅速かつ適正に対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図ります。また、法令・定款の徹底遵守、人権に配慮した持続可能なサプライチェーンの確立に努めます。ステークホルダーとの対話を図りながら、グループガバナンスのさらなる強化を目指します。

Five Pillars + One

当社は「Five Pillars + One」事業構想のもと、事業ポートフォリオの転換を進めています。本構想は、安定した高い収益性と資本効率を重視した経営基盤の構築を目指し、「車載」及び「移動体通信」分野で創出したキャッシュを、今後の成長領域や新規領域へ計画的・戦略的に再配分する考え方です。具体的には、AI関連分野を含む「産業機器」、防衛用途を含む「特機」、そして「光学製品」を、今後の成長領域として位置づけています。

キャッシュ創出領域である「車載」や「移動体通信」の分野においては競争も激化しています。DXやAIを積極的に活用し、顧客サービスの質を維持しながら、より少ない固定費で効率的に対応できる体制の再構築を行います。

一方、成長領域である「産業機器」「特機」「光学製品」においては大規模な増産・開発投資を実施します。AI関連分野については、低位相雑音ニーズに対応した高精度水晶発振器を開発し、市場優位性を確保します。防衛・宇宙分野では、高まる需要に対応するため国内に2つの開発拠点を設立し、事業基盤を強化します。光学製品分野は、レーザーの高出力化に伴う耐性の強い製品ニーズに対応し、半導体製造装置向け事業を新たな成長分野として位置付け、強化を行います。また、「Five Pillars + One」における「+ One」の新規事業では、シリコン素材を用いたMEMSの事業化など複数の新規テーマを並行して取り組んでいます。



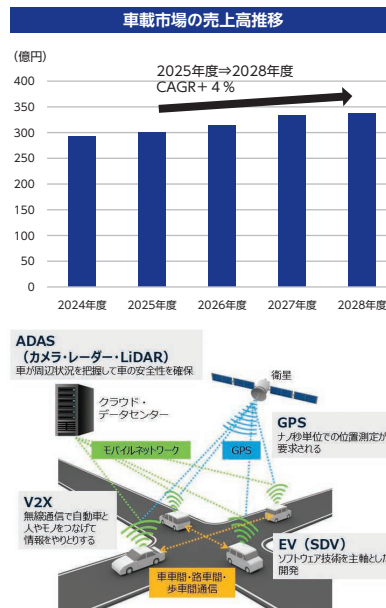
Pillar 1：車載

技術の進化にともない、車載向け売上高は堅調に推移

当社売上の半分以上を占める車載市場において、先進運転支援システム(ADAS)高機能化を背景に、今後も水晶デバイス需要は堅調に拡大すると見えています。ADASの普及により、カメラ、レーダーなどのセンサー類の搭載が増加します。これらのセンサーから得られるデータを車内システムへ伝送するための高速データ転送規格(イーサネット)の利用が増加し、水晶デバイスは正確なタイミングでデータを伝送する重要な役割を担います。今後も自動車1台当たり搭載される水晶デバイスは年率約5%のペースで増えていくと予測されており、この分野の需要は堅調に拡大する見込みです。

また、自動運転技術の発展にともない、車と人や交通インフラとの間で無線通信を行うV2X (Vehicle to Everything) が不可欠となるなか、当社の移動体通信技術が応用される領域としても注目されています。さらに、ソフトウェア技術を主軸とした自動車であるSDV (Software Defined Vehicle) の開発・生産が進んでおり、これらの普及により、使用される車載半導体や電子部品の数が増加する見込みで、ECU (Electronic Control Unit) の同期を取るための水晶デバイスの需要も増える見られています。

一方、競争が活発な市場であり、コスト改善を通じて車載市場での競争力を強化し、持続的な成長を目指します。特に存在感を増している中国市場では価格競争力が重要となるため、材料・設備・設計を現地で一貫して行う生産体制を強化し、市場に適した原価構造の構築を進めています。



Pillar 2：移動体通信

付加価値の高い製品の供給で成長を牽引

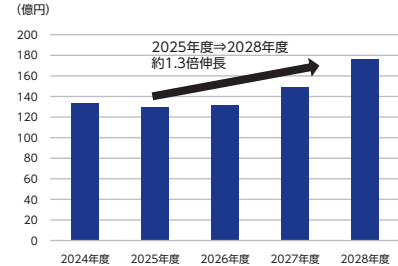
現在、移動体通信市場では、5Gスマートフォンの普及が進む一方で、市場の成熟化やMEMSデバイスの参入といった課題に直面しています。こうした状況下で、当社は強みを活かした製品開発を進めています。

その一つが、スマートフォン向けにGPS測位の精度改善に寄与する技術を搭載した新製品です。スマートフォンにおいてCPUやGPUの高負荷時に生じるGPS測位の位置ズレ、特に自動車の高速移動中の課題解決が求められていました。当社技術は、温度変化に強く安定した周波数を維持することで正確な測位を実現します。そして、オープンイノベーション戦略により技術のデファクトスタンダード化を推進しています。

また、MEMS発振器が一部の機能で採用されていますが、当社は2027年度から互換性のある水晶デバイスを供給する計画で開発を進めています。

中期経営計画では、これらの高付加価値製品を市場投入するとともに、当社のフォトリソ加工技術の強みを活かした水晶デバイスで高周波化、小型化ニーズに対応した製品を拡販することで今後の成長を牽引します。

移動体通信/IoT市場の売上高推移



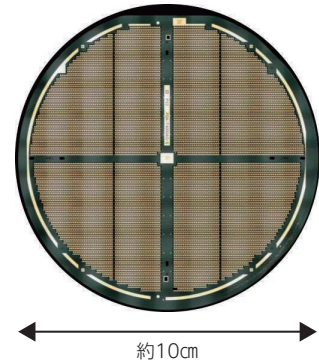
小型化・高周波化を実現するフォトリソ技術の強み

当社は水晶デバイスの製造において、フォトリソ加工技術を中核的な強みとしています。この技術は、製品の小型化と高周波化、そして優れたノイズ特性の実現に不可欠です。水晶ウエハを高精度に加工することにより、5Gスマートフォン向けの高周波化や、低位相雑音のニーズに対応した極めて小型な製品やMEMS発振器に対抗する高性能な水晶発振器の開発が可能です。

フォトリソ加工に採用されるウエハは2インチサイズが多いなか、当社は業界最大の4インチサイズのウエハを量産しています。これは、ウエハを切り出す大型の水晶原石を高純度・高品質に育成できる技術を確立し、自社製造しているからです。また、4インチサイズの大型ウエハを使用した製造にいち早く取り組み、高精度な加工を可能とする生産技術を確立していることも大きな要因です。業界主流の2倍（面積では4倍）という大型ウエハを使用することで、高品質の水晶デバイスが大量に生産できるため、品質とコストの両面で高い優位性を確立しています。

これにより、各社の5Gスマートフォンやワイヤレスイヤホン、スマートウォッチなど、さまざまな電子機器でNDKの水晶デバイスが採用されています。

4インチサイズのウエハ



Pillar 3：産業機器（光トランシーバ、AIサーバ）

将来の成長市場としてAI関連分野に期待

産業機器領域では、AI関連分野の売上が拡大する見通しです。当社は光トランシーバ及びAIサーバ向けに、複数種類の水晶発振器を供給しています。

光トランシーバは、サーバ同士を接続するケーブルの両端に配置されており、光信号を電気信号に変換する際のクロック源として、差動出力クロック発振器が使用されます。光トランシーバの通信速度はデータ量の増加にともない、400Gbps、800Gbpsと進化してきており、今後は1.6T世代向けの需要が急拡大する見込みです。通信速度が高速化するにつれて、信号の揺らぎを極限まで抑えることが重要になります。当社が開発した差動出力クロック発振器は、当社の強みであるフォトリソ加工技術を活用し、高速化が進んでも信号の揺らぎが少ない特性を実現しています。

AIサーバ向けでは、AIサーバのラックに搭載されている複数のCompute trayとSwitch trayに水晶発振器が使用されています。Compute trayのGPU・CPUにはSPXO、Top of Rack SwitchにはOCXOまたはTCXO、と複数個の水晶発振器が使用されています。

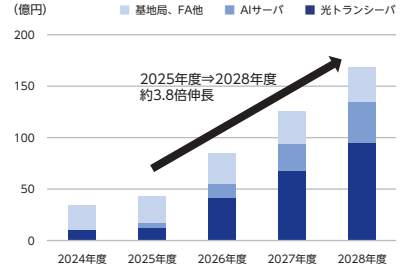
このようにAI関連分野では、高精度で安定したタイミングデバイスの重要性が高まり、水晶発振器はシステム性能を左右する重要デバイスになっています。当社は水晶技術の強みを最大限に引き出すため、ICの内製化を進めています。ICを内製化することで、開発スピードの向上、顧客要求への柔軟なカスタム対応、そして高付加価値化による収益性向上を同時に実現していきます。

AIデータセンターにおける水晶デバイスの詳細につきましては、
当社ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.ndk.com/jp/news/article/column1-202501.html#001945>



産業機器市場の売上高推移



Pillar 4：特機（防衛・宇宙、半導体プロセス）

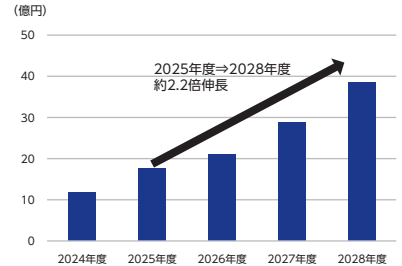
オンリーワンの技術を活かし、防衛・宇宙分野、半導体プロセス向けで売上拡大

国の防衛力強化方針や宇宙産業基盤の強化を背景とした防衛・宇宙関連分野の国家予算に拡大に伴い、当社製品の防衛・宇宙向け需要は着実に拡大しています。

当社は、水晶材料から周波数シンセサイザ、そして最終製品である通信機器までを国内で一貫開発・製造できる体制と、無線・デジタル信号技術の自社保有を強みに、防衛・宇宙用途に求められる高信頼・高精度・高耐環境性を実現しています。国産化ニーズの強さも参入障壁となっています。

もう一つ重要な取り組みとして、当社は水晶振動子を用いて微小な質量変化を高感度で検出できるQCM（Quartz Crystal Microbalance）センサーを開発・販売しています。もともとは宇宙機器向けに開発された高感度計測技術ですが、現在はこの技術を横展開し、半導体製造装置向けに工程安定化や品質向上に寄与する用途開拓を進めています。

特機市場の売上高推移



Pillar 5 : 光学製品

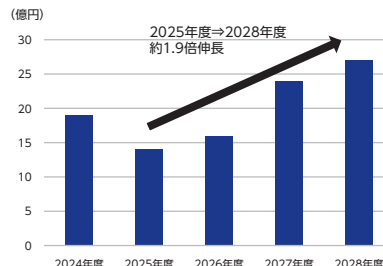
プロ仕様カメラ、半導体製造装置への需要拡大が後押し

当社の光学製品は、水晶の光学特性を活用した製品であり、高品質な光学ローパスフィルタを映像機器メーカー向けに供給しています。近年ではプロ用途カメラ分野において一定の需要が継続しており、安定的な事業となっています。4K・8Kといった高解像度化の進展にともない、映像に発生するモアレ（偽色・模様）や信号の揺らぎ（フレア、ゴースト）を抑制する高精度ローパスフィルタの重要性が増しています。また、映画やドラマ制作におけるバーチャルプロダクション撮影の普及も需要を牽引しています。高輝度ディスプレイを背景に撮影するこの手法では、モアレといった画像異常が生じやすくなりますが、当社は従来の青ガラスに代わり、水晶を用いたローパスフィルタを提供することで、この課題を解決し、置き換え需要を創出しています。

さらに、光学分野の新たな市場開拓として半導体製造装置市場へ挑戦しています。半導体製造においては、スループット改善のためのレーザー高出力化と、微細化のための紫外レーザー短波長化が同時に進行しています。これにより、これまで主流であった石英ガラスの劣化が早まり、部品交換回数の増加や設備稼働率の低下がメーカーにとって大きな課題となっています。この課題に対し、レーザー耐性の強い当社の高純度人工水晶を使用した光学製品が注目されており、米国の大手半導体製造装置メーカーからのアプローチを機に日本や欧米の主要メーカーとの商談が進展しています。特に露光装置や検査装置向けの波長板などで、当社の製品への需要が高まっています。

このような成長市場を取り込み、光学製品分野の売上高を大きく成長させる計画です。今後も高純度人工水晶と精密加工技術を基盤に、先端技術の開発を通じて成長市場への貢献を拡大していきます。

光学製品の売上高推移



高出力レーザー用水晶波長板



NDKの光学製品の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.ndk.com/jp/products/optics/news/article/post.html#002027>



NDKの競争力の源泉となる高純度人工水晶

競争力の源泉は、不純物濃度を極限まで抑えた高純度人工水晶「N-Grade EX」にあります。これは一般的な光学用人工水晶と比較して圧倒的な純度と均質性を誇り、卓越したレーザー耐性・放射線耐性を実現しています。この高純度人工水晶は、特に半導体製造装置市場でその強みを発揮します。半導体製造においては、スループット改善のためのレーザー高出力化と微細化のための短波長化が進んでおり、従来の石英ガラスでは劣化が課題となります。当社の製品は一般的な光学用人工水晶と比較して、アルミニウムやナトリウム、鉄などの不純物濃度を極限まで低く抑えています。これにより高いレーザー耐性を実現し、この課題を解決することで、部品交換回数の削減や設備稼働率の向上に貢献します。半導体レーザーの高出力化が進むなかで、当社の技術に対する需要はこれからも増えてくるものと予測されます。

N-Grade EXの人工水晶



NDKの人工水晶の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。
<https://www.ndk.com/jp/products/crystal/swept-quartz/>

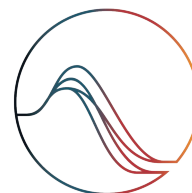


◆カーボンニュートラル実現に向けた取り組み

SBT (Science Based Targets) イニシアチブでは、企業が掲げる温室効果ガス削減目標がパリ協定の「世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑える」という目標達成に必要な水準を満たす場合、それを「科学的目標に基づいた目標」として認定しています。

当社は気候変動への対応を重要な経営課題の一つと位置付け、次の削減目標においてSBT短期目標の認定を取得しました。

当社では2030年に向けた経営目標であるVision2030達成のため、今後も引き続き温室効果ガス排出削減に取り組んでまいります。



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

基準年	目標年	対象	排出量最終目標
2023年	2030年	スコープ1及び2	42%削減
		スコープ3 カテゴリ1、3、4、11(*)	25%削減

(*) カテゴリ1：購入した製品・サービス

カテゴリ3：Scope 1及び2に含まれない燃料・エネルギー活動

カテゴリ4：輸送、配送（上流）

カテゴリ11：販売した製品の使用

◆エンゲージメントサーベイの導入と今後に向けた取り組み

当社は、持続的な企業価値向上の基盤としての「人材」の継続的な活躍を重要課題と位置付け、社員エンゲージメントサーベイを一昨年度より導入しています。

「エンゲージメント」とは、会社・職場に対する信頼や貢献意識、愛着度合い等を示し、このスコアが高いほど、社員が熱意をもって業務に従事する状態であることを指します。従業員満足度とは異なり、「会社の成長に自ら関わろうとする意欲」まで含めて捉えられる点が特徴です。

このような社員の声を定期的に聴き、課題を早期に把握して先回りで改善することで、社員の「働きがい」や「働きやすさ」を高め、取り巻く経営環境の変化に対しても強靱な組織づくりにつなげることを狙いとしています。

社員の意欲と会社への愛着が高まることは、日々の業務改善やお客さまへの対応品質を高めることになり、結果的に持続的な会社業績の伸長を支えると考えています。

当社の本サーベイの設問は、「人的環境」と「組織環境」の両面からなる30問で構成し、年1回、定点観測として展開しています。

これまでの2回（2024年度、2025年度）の調査では、社員から高い回答率（9割前後の社員からの回答）が得られ、全社平均60ポイント（中間値50ポイント）を超える結果となっています。このことから、社員が期待や役割を理解し、チームの一員として熱心に業務に取り組む姿勢など、当社の強みが確認されました。

さらに、製造事業会社（古川・函館）においても同一の設問で実施し、良い取り組みの横展開を図ることで、グループ全体の働く環境の向上を目指しています。

エンゲージメントの維持・向上は人材確保・定着を支え、中長期の競争力の源泉になると考えています。さらに社員が安心して意見交換できる環境は、改善提案の活性化や商品品質・安全の向上にもつながります。今後も人材の定着・育成を支える職場づくりを進め、サーベイによる状況把握により、当社グループの人的環境において、的確な改善・強化施策を展開してまいります。

◆サプライチェーン全体で人権に配慮

当社グループは、人権の尊重を事業活動の基本原則とし、自社のみならずサプライチェーン全体において人権侵害を引き起こさない、加担しない体制の構築に努めています。

また、当社グループは、原材料などの調達において、品質、価格、管理能力、生産能力、技術力の評価はもちろん、環境保全や社会的責任（人権尊重・労働安全衛生・コンプライアンス、反社会的勢力や武装勢力との関係排除など）といったCSRへの取り組みも重視して取引先の選定を行っています。特に鉱物資源の調達においては、紛争地域及び高リスク地域で強制労働や児童労働などの人権侵害、自然環境破壊、汚職などのリスクや不正に関わる組織の活動を助長しないことを方針としており、取引先に対しても、同様な調達を行わないように要請しています。また、従来から、取引先へサステナビリティ方針の説明を実施しており、主要な取引先に対してはCSRアンケート等を実施し、強制労働等の人権に関する対応を含めたCSRへの取り組み状況を確認、リスクの特定と管理を行っています。

2024年度に続いて2025年度も、取引先2社に対して現地監査を実施し、重大なリスクがないことを確認しました。当社グループでは、2025年9月には「英国現代奴隷法に関する声明」もホームページ上で公表し、自社事業及びサプライチェーンを通して人権侵害を起こさず、また加担しないように努めていることを明記しています。こうした取り組みについて、社員教育として当社グループCSRガイドライン・英国現代奴隷法の内容等のCSR研修、併せて理解度を測るためのテストを実施し、周知・浸透を図っています。

◆コンプライアンス、ガバナンス改革、内部統制の新たな取り組み

当社は継続して、コンプライアンス、ガバナンス、内部統制の高度化に向けた取り組みを実施しています。当事業年度においては、若手メンバーを中心にコーポレート・ガバナンス改革タスクフォースを設置し、取締役会に対しガバナンス強化への提言を行っています。タスクフォース答申を受けて、取締役改革や開示の充実等の諸施策を実施しています。

また、電子部品メーカーで発生した会計不正事案を受けて、その真因分析から、類似の不祥事を起こさないためには、「社風の改善と内部統制の強化」が必要であるとの認識に立ち、内部統制体制の充実に向けた施策を実施しています。

- ① 当社の意思決定プロセスの運用状況の確認を行い、稟議制度、押印制度について改善の取り組みを実施しています。
- ② 関係会社のガバナンス強化に向けて、内部統制構築のプロジェクトを組成しています。

上記の取り組みの結果、「内部統制システム構築の基本方針」を全面改訂し、2026年5月14日開催の臨時取締役会で決議しています。詳細は本招集ご通知33頁をご覧ください。

◆内部通報制度の新たな取り組み

当社は、従来の内部通報制度において通報件数が少ない点を課題と認識しておりました。社員にとっての安心感が十分でない可能性や、制度の周知が不十分である可能性があるとの仮説のもと、制度の再構築を実施いたしました。

まず、社員が安心して通報できる環境の整備を目的として、外部の通報窓口サービスを導入いたしました。これにより、匿名性の確保及び通報のしやすさの向上を図っております。

また、通報受信後の社内調査体制についても見直しを行い、調査担当者への研修実施、関連規程の整備、社員への教育及び社内周知の強化を進めてまいりました。さらに、サプライヤーや求職者など外部関係者を対象とした通報窓口も新たに設置いたしました。

加えて、本制度のグループ全体への展開を進めるべく、まず国内グループ会社への導入を実施しております。今後は海外グループ会社への展開を進め、グループ統一の仕組みとして確立していく方針です。

これら一連の取り組みにより、内部通報制度の実効性向上とともに、グループ全体のコンプライアンス体制におけるモニタリング機能の強化につながるものと考えております。今後も継続的な改善に努めてまいります。

◆情報セキュリティへの取り組み

当社は、サイバー攻撃や情報漏えい等のリスクを重要な経営課題として認識し、情報セキュリティ水準の維持向上に努めております。近年のIT環境における脅威の高度化への対策として、技術的な施策の強化とともに、教育・啓発活動を通じた従業員の情報セキュリティ意識向上を推進してまいりました。また、取引環境において求められる国際的な情報セキュリティ基準への対応の一環として、2025年度には狭山事業所及び笹塚本社においてTISAX(*)を取得いたしました。

(*)TISAX (Trusted Information Security Assessment Exchange) : ドイツ自動車工業会 (VDA) が策定した、自動車業界共通の情報セキュリティ評価の枠組

証券コード：6779
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
日本電波工業株式会社
代表取締役執行役員社長 加藤 啓美

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/jp/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年6月26日（金曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2026年6月29日（月曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください） |

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第85期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第85期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月26日(金曜日)午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書用紙において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
 - (2) インターネット等により議決権を行使される場合は、後述「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、2026年6月26日(金曜日)午後5時20分までに行ってください。
 - (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 以上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。
 3. 本招集ご通知は、法令及び当社定款第19条に基づき、①連結計算書類の連結注記表及び②計算書類の個別注記表は記載しておりませんが、当該書面は監査報告を作成する際に、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 4. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。また、お土産の配布は昨年引き続き取り止めとさせていただきます。
 5. **お土産の配布は昨年引き続き取り止めとさせていただきます。**
 6. 会場内での飲食及び喫煙、写真撮影・録画・録音については禁止させていただいております。

当社株主総会の流れ

株主総会開会前

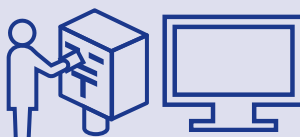
株主総会当日

事前質問をする



▶ 15頁ご参照

議決権を事前行使する
6月26日(金)午後5時20分まで



郵送(書面)による
事前の議決権行使

インターネットによる
事前の議決権行使

▶ 14頁及び15頁ご参照

株主総会に出席する
6月29日(月)午前10時開催



▶ 14頁ご参照

当社ウェブサイトアーカイブ動画を見る

当社ウェブサイトで
アーカイブ動画・
開示書類を見る



アーカイブ動画

開示書類

本株主総会のアーカイブ動画のご視聴方法

当社ウェブサイトからご視聴いただけます。

▶ 配信期間：2026年8月3日(月)午前9時から
2026年10月30日(金)午後5時まで

※アーカイブ動画は「事業報告」部分のみの配信となります。

※ご使用の通信機器類やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。

※当社ウェブサイトやアーカイブ動画等をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様のご負担とさせていただきますことをご了承ください。

※快適にご視聴いただくために、ご視聴いただく際は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨いたします。

※当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/jp/ir/library/generalmeeting/>)

議決権行使方法のご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月26日（金）午後5時20分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月26日（金）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月29日（月）午前10時（受付開始：午前9時30分）

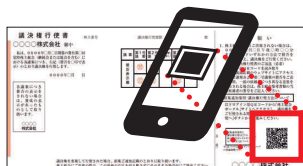
場所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室
（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月26日（金）午後5時20分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年6月22日（月）午後5時20分

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間
午前9時～午後9時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、配当の安定的な増加に努めることを基本方針とします。実現した利益は持続的な成長に向けた高付加価値・高品質な商品生産や企業体質の強化のための投資に充当するとともに、健全な財務基盤の維持を前提としたうえで、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）の水準、事業環境等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。

このような基本方針に基づき、今期の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたく存じます。なお、昨年11月中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となり、通期における親会社所有者帰属持分配当率（DOE）は2.3%となります。

[期末配当に関する事項]

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円
総額346,898,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月30日（火）

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①当会社は監督と執行の分離を徹底するため、執行役員制度を導入しております。
この観点より、現行定款と現状で乖離が生じているため、所要の変更を加えるものです。
- ②その他、実務上不要な文言を削除するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第13条 (省略)	第6条～第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第19条 (省略)	第14条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第20条 当会社には、取締役21名以内をおく。	(員数) 第20条 当会社には、取締役10名以内をおく。
第21条～第23条 (省略)	第21条～第23条 (現行どおり)
(代表取締役及び役付取締役) 第24条 (条文省略) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第24条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。
第25条～第29条 (省略)	第25条～第29条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>700万円以上</u> であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいづれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第31条～第40条 (省略)	第31条～第40条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>700万円以上</u> であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第41条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第43条 (省略)	第42条～第43条 (現行どおり)
(会計監査人の責任限定契約) 第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>7,600万円以上</u> であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(会計監査人の責任限定契約) 第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第7章 計算	第7章 計算
第45条～第48条 (省略)	第45条～第48条 (現行どおり)

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月から2026年3月まで）の世界経済は、年度当初には米国による高関税政策の導入を背景に通商環境の不透明感が見られたものの、年度後半にかけて欧米を中心とする主要国において金融引締めが概ね一段落し、インフレ率の落ち着きも相まって、底堅く推移しました。ただし、2026年2月末以降の中東情勢の悪化により、先行きの不確実性は増しました。

当社の用途別販売状況につきましては、売上高の約半分を占める車載向けは、主要な販売先である欧州向けの販売が伸び悩んだ一方、日本向けの販売が増加しました。加えて、年度後半には、メモリ価格上昇を背景とした安全在庫確保の動きなどが寄与し、売上高は前年同期比で増加しました。また、当社は、AIデータセンターで使用される光トランシーバやサーバ向け製品を展開しており、関連需要が堅調に推移したことから、産業機器向けの売上高も増加いたしました。防衛向けを中心とする特機向けにおいても、同様に売上高は前年同期比で伸長いたしました。これに対し、スマートフォン向けを含む移動体通信向け及び光学製品の売上高は前年同期比で減少いたしました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比2.9%増の54,629百万円となりました。

利益面では、営業利益が前年同期比27.4%減の3,355百万円、税引前利益が同13.6%減の2,552百万円、当期利益は同15.2%増の2,065百万円となりました。

当社は、Vision2030の達成に向け、中期経営計画で掲げるポートフォリオ変革（「Five Pillars + One」）を推進しています。あわせて、生産性の飛躍的向上を目的に、最先端製造ラインへの更新やDXの導入にも取り組んでいます。これらは将来の成長基盤を強化するための取り組みであり、その実現に向けて研究開発、DX及び最先端設備への先行投資を実施していることから、当期の利益を一時的に押し下げる要因となりました。なお、当連結期間における対米ドル平均為替レートは151.01円（前連結会計年度は152.48円）でした。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は76億6千5百万円（内、使用権資産11億9千8百万円）であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 82 期 (2022年度)	第 83 期 (2023年度)	第 84 期 (2024年度)	第 85 期 (2025年度)
売上高 (百万円)	52,508	50,309	53,064	54,629
当期利益 (百万円)	6,181	2,334	1,792	2,065
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	268.68	101.11	77.75	89.73
資産合計 (百万円)	64,197	66,171	71,522	76,325
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	24,039	27,373	29,170	31,917
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,039.42	1,187.08	1,265.03	1,392.10

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	62,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ (M) SDN. BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日電波電子工業有限公司	20,000千U S \$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK AMERICA, INC.	100千U S \$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千S T G £	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千U S \$	100.0	当社製品の販売
NDK TAIPEI CO., LTD.	5,000千N T \$	100.0	当社製品の販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有を含めた割合であります。

2. NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.は、清算となるため、重要な子会社から除外しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、Vision2030の達成に向け、事業ポートフォリオの変革を通じた持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。その実現にあたり、変化の激しい事業環境に対応しながら持続的な成長を確保するため、本事業年度に新企業理念「波動で未来を科学する」を制定し、全従業員共通の価値観及び目標を明確化いたしました。

当社はこれを踏まえ、対処すべき重要課題（マテリアリティ）として、事業ポートフォリオの変革を中核に位置づけるとともに、これを支える要素として、DX強化による企業力の向上、人的資本の強化と企業価値への接続、地球環境への貢献、並びに事業基盤のレジリエンス強化に取り組んでおります。

事業ポートフォリオの変革は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するための最重要課題であり、上記の各要素はこれを支える基盤として位置づけております。

これらのマテリアリティの実現が、当社グループの企業価値向上に向けた中核的な課題であり、当社はこれをエクイティストーリーとして具体化しております。

また、当社はこれらマテリアリティの実現に向けた戦略として、「Five Pillars + One」構想のもと、車載及び移動体通信をキャッシュ創出領域と位置づけるとともに、成長領域及び新規領域への経営資源の再配分を通じて、事業ポートフォリオの変革を推進しております。

なお、当事業年度における活動の状況につきましては、本招集ご通知2頁から10頁をご覧ください。

■ 各課題への主な取り組み

①事業基盤のレジリエンス強化

当社グループは、内部統制の高度化やTISAX認証取得を通じて統制水準の向上を図るとともに、経営課題の把握から実行、評価、改善に至るマネジメントサイクルの高度化を推進しております。また、サプライチェーン全体を含めたリスク管理体制の強化や情報セキュリティ対応の高度化を進めることで、外部環境の変化に柔軟かつ迅速に対応可能な経営基盤の構築を図っております。

②DX強化による企業力の向上

当社グループは、DXを通じて企業力の向上を図っております。基幹システムの刷新や経営データの活用高度化に加え、スマートファクトリー化を推進することで、生産性の向上及び意思決定の高度化を実現しております。これにより、成長領域への対応力を高めるとともに、収益性向上と成長投資の両立を図っております。

③人的資本の強化

当社は、事業ポートフォリオ変革を支える中核として人材を位置づけ、人的資本の強化に取り組んでおります。教育研修やリスクリング、組織風土改革を通じて、変革を自律的に推進できる人材の育成と組織能力の向上を図っております。

④地球環境への貢献

当社グループは、持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の低減に取り組むとともに、環境課題の解決に資する製品・技術の提供を通じて、事業活動を通じた地球環境への貢献を進めております。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品目	主要製品名
水晶振動子	産業用水晶振動子（移動体通信用、固定通信用、計測器用等） 民生用水晶振動子（コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等）
水晶発振器	水晶発振器
その他	人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ、信号発生器、周波数シンセサイザ

(8) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所（東京都渋谷区） 関西営業所（大阪府大阪市） 中部営業所（愛知県岡崎市）
	生産拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市）
	開発拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市） 千歳テクニカルセンター（北海道千歳市）

② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC.（アメリカ・イリノイ州） NDK EUROPE LTD.（イギリス・ロンドン） NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.（中国・上海、中国・深圳） 蘇州日電波電子工業有限公司（中国・蘇州） ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.（マレーシア・セランゴール州） NDK TAIPEI CO., LTD.（台湾・台北）
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社（宮城県大崎市） 函館エヌ・デー・ケー株式会社（北海道函館市）
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.（マレーシア・セランゴール州） NDK QUARTZ (M) SDN. BHD.（マレーシア・セランゴール州） 蘇州日電波電子工業有限公司（中国・蘇州）

(注) NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.は清算となるため、子会社から除外しております。

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,313名	△21名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
672名	△2名	43.1歳	16.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行 シンジケートローン	25,000
中国工商銀行	1,328

(注) 1. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を主幹事、株式会社埼玉りそな銀行を副幹事とする複数の金融機関からの借入によるものです。
2. 中国工商銀行からの借入は人民元建てで、残高の57.5百万円を当社期末レートにて換算した額です。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,128,605株
(自己株式2,035株を含む) |
| ③ 株主数 | 15,666名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,171	13.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,609	6.96
S I X S I S L T D.	1,000	4.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	929	4.01
株 式 会 社 り そ な 銀 行	667	2.88
竹 内 敏 晃	635	2.74
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	610	2.63
竹 内 寛	348	1.50
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	345	1.49
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	318	1.37

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数 (2,035株) を控除して算出しております。
2. 当該自己株式には、後記「その他株式に関する重要な事項」記載の業績連動型株式報酬の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式115,200株を含んでおりません。
3. 当該自己株式には、後記「その他株式に関する重要な事項」記載の従業員持株会支援信託ESOPの信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式83,800株を含んでおりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入しております。2026年3月31日現在において、当該業績連動型株式報酬の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は115,200株であります。

当社は、2026年2月25日開催の取締役会決議に基づき、従業員の福利厚生の実充及び中長期的な企業価値の向上を目的として、当社の従業員を対象とする従業員持株会支援信託ESOPを導入しております。

2026年3月31日現在において、当該従業員持株会支援信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は83,800株であります。

なお、上記の業績連動型株式報酬制度及び従業員持株会支援信託（ESOP）に係る信託財産として保有されている当社株式は、いずれも当社の自己株式には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
加藤 啓 美	代表取締役 執行役員社長	
上木 健 一	取締役 常務執行役員	技術本部長
及川 英 之	取締役 常務執行役員	営業サービス本部長
菅原 賢 一	取締役 常務執行役員	生産本部長
竹内 謙	取締役 常務執行役員	管理本部長
安樂 恒 樹	取 締 役	安樂恒樹税理士事務所
寛 悦 子	取 締 役	データライブ株式会社 顧問 ナイス株式会社 社外取締役 東京都競馬株式会社 社外取締役
相神 一 裕	取 締 役	マクセル株式会社 社外取締役(監査等委員)
坂入 夏 彦	常 勤 監 査 役	
吉田 美菜子	監 査 役	マイル法律事務所 パートナー
森田 功	監 査 役	キオクシアホールディングス株式会社 社外常勤監査役 キオクシア株式会社 監査役 一般社団法人監査懇話会 理事

- (注) 1. 安樂恒樹氏、寛悦子氏及び相神一裕氏は、社外取締役であります。
2. 吉田美菜子氏及び森田功氏は、社外監査役であります。
3. 安樂恒樹氏、寛悦子氏、相神一裕氏、吉田美菜子氏及び森田功氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は5氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 竹内敏晃氏は、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役会長を退任し、特別相談役に就任いたしました。
5. 諏訪頼久氏は、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 吉利誠氏は、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
7. 相神一裕氏は、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
8. 森田功氏は、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
9. 森田功氏は、電子部品業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

10. 取締役を兼職しない執行役員は2026年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執 行 役 員	品質保証 本部長
若 松 俊 一	執 行 役 員	技術本部 副本部長 技術本部 部品開発課長
山 口 剛	執 行 役 員	管理本部 財務部長 管理本部 財務部 資金課長
大 西 直 樹	執 行 役 員	特機事業部長
山 口 寿美子	執 行 役 員	管理本部 総務人事部長

11. 2025年6月26日付で、執行役員青山通郎氏は執行役員を退任いたしました。
 12. 2025年6月26日付で、執行役員増川玉彦氏は執行役員を退任し、顧問（狭山施設・調達担当）に就任いたしました。
 13. 2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
山 口 剛	執行役員 管理本部 財務部長 管理本部 財務部 資金課長	執行役員 管理本部 財務部長 管理本部 財務部 資金課長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに国内子会社の取締役、監査役であり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員等の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

非金銭報酬等については、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会において、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）を対象に中長期的な業績向上・企業価値向上への貢献意欲の向上を目的とし、業績達成度等に基づき付与したポイントに応じた株式等を信託形式で対象者の退任時に付与する業績連動型株式報酬制度を導入する旨決議しております。なお、当社株式の取得資金の上限は1事業年度あたり63百万円（うち、取締役分として46百万円）であります。また、かかる株主総会決議時点において、取締役6名、執行役員4名が対象となっております。

ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を決議し、2023年8月25日開催の取締役会において、かかる基本方針を一部改訂する旨決議しました。その内容は次のとおりです。なお、この基本方針は独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の諮問を経ております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、この方針に基づき報酬案が作成され独立諮問委員会の諮問を経て決定されたものであることから、この方針に沿うものと判断しております。

(取締役報酬決定に関する基本方針)

a. 基本方針

取締役の報酬体系は、グローバル企業としての持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすることを基本方針とする。個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。具体的には、代表取締役、執行役員を兼任する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期的な業績連動報酬としての賞与、並びに中長期的な業績連動報酬としての株式報酬により構成され、その他の取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみから構成される。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、属性、役位、職責等に応じ、他社水準、従業員給与の水準、経営環境等を総合的に勘案して決定されるものとする。

その額は、役員報酬に関する内規に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

c. 短期的な業績連動報酬（賞与）の内容及び額の決定に関する方針

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給するものとする。その額は各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、役員報酬に関する内規に定める算定式に基づく算定結果と個人別貢献度等を勘案し、独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

d. 非金銭報酬（株式報酬）の決定に関する方針

株式報酬は、中長期の業績と連動する報酬として支給し、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みとしている。その額は、株式給付規程の定めにより決定する。

e. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合

中期経営計画の目標達成時にそれぞれの役位において、役員の基本報酬、賞与、株式報酬の比率の目安は次による。

役員の種別	基本報酬	賞与	株式報酬
代表取締役、執行役員を兼任する取締役	63%	27%	10%
その他の取締役	100%	0%	0%

(注) 業績連動報酬の指標として、連結営業利益を選択した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであるためです。なお、前事業年度の連結営業利益は、4,622百万円であります。

ハ. 監査役の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、その職責に鑑み、月例の固定報酬である基本報酬のみから構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	222 (21)	155 (21)	49 (-)	17 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外 監査役)	30 (12)	30 (12)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として社外取締役を除く取締役に賞与を支給しております。業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法については、前記「取締役報酬決定に関する基本方針」のとおりです。
3. 非金銭報酬等として、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会における業績連動型株式報酬制度を導入する旨の決議と、2023年8月7日開催の取締役会における詳細決定決議に基づき、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）に当該業績連動型株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容等は、前記「役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」「取締役報酬決定に関する基本方針」記載のとおりです。
4. 社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。なお、上記、報酬等の総額には含まれておりません。

取締役1名 212百万円

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
安樂 恒樹	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、すべて出席しております。取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務め、2025年6月26日開催の第84回定時株主総会以降、当委員会の委員長を務めております。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、すべて出席し、社長の後継者育成計画、役員人事等につき意見を述べております。</p>
筧 悦子	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、すべて出席しております。取締役会において、DXや人材開発に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、社長の後継者育成計画、役員人事等につき意見を述べております。</p>
相神 一裕	取締役	<p>当事業年度において、2025年6月26日の取締役就任後、取締役会には13回中12回に出席しております。取締役会において、豊富な経営経験に加え、グローバル営業やマーケティング戦略に対する幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めております。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、社長の後継者育成計画、役員人事等につき意見を述べております。</p>
吉田美菜子	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は14回開催され、すべて出席しております。取締役会と監査役会のいずれにおいても、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。</p>
森田 功	監査役	<p>当事業年度において、2025年6月26日の監査役就任後、取締役会は13回、監査役会は10回開催され、すべて出席しております。取締役会と監査役会のいずれにおいても、企業の監査業務における豊富な経験と幅広い見識に基づいて、議案審議につき必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務内容を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。
2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 非監査報酬の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として英文財務諸表に係る英文レビューアドバイザー業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人太陽有限責任監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、7,600万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、配当の安定的な増加に努めることを基本方針とします。実現した利益は持続的な成長に向けた高付加価値・高品質な商品生産や企業体質の強化のための投資に充当するとともに、健全な財務基盤の維持を前提としたうえで、親会社所有者帰属持分配当率（DOE）の水準、事業環境等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

本基本方針は、会社法第362条第4項第6号及び同法施行規則第100条に基づき、当社及びNDKグループの業務の適正を確保するための体制を定めるものです。

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議し、その後適宜改訂しております。直近では、2026年5月14日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改訂する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

(内部統制システム構築の基本方針)

1. 業務運営の基本方針

(1) 内部統制の目的

- ① 日本電波工業株式会社（以下「当社」という）及び当社の子会社（以下「当社及び当社の子会社」を「NDKグループ」という）の役員及び従業員は、「企業倫理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、NDKグループの社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることといたします。
- ② 当社は、ステークホルダーの視点に立った経営施策を実施して中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

(2) 内部統制の基本的な考え方

この目的を達成するために、NDKグループはNDKグループCSRガイドラインを制定し、公表しています。当社は、CSRガイドラインの遵守を、NDKグループにおけるコンプライアンスの重要な要素と位置付けています。

NDKグループCSRガイドラインの基本姿勢は次のとおりです。

- ① 創業理念を根幹とした企業理念に基づき、顧客の最善の利益への貢献を追求すると同時に、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たす。
- ② 経営活動全般において、関係する法令等を誠実に遵守する。
- ③ 世界のトップ・メーカーとしての使命と責任を自覚し、豊かな社会を支える有益で安全かつ信頼性の高い商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得できるように最善の努力をする。
- ④ 自由な競争と公正な取引を行う。政治及び行政との関係においても、健全かつ正常な状態の保持に努める。
- ⑤ 人権の保護を支持、尊重し、多様性、人格、個性を尊重すると共に、安全で働きやすい環境を確保する。
- ⑥ 自らの意志と責任を持って積極的・継続的な地球環境保全活動に主体的に取り組む。
- ⑦ ステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を開示し又は提供する。
- ⑧ 業務上取得した個人情報、顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理のために適切な安全対策を講じる。
- ⑨ 反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないように努める。
- ⑩ 事業を行うすべての国における文化と慣習を尊重し、当該国や地域社会の発展に貢献するよう努める。

(3) 企業理念

NDKグループは、「波動で未来を科学する」を企業理念とし、4つの誓い、4つの志をNDKグループのよりどころとしています。

① 4つの誓い

持続可能な未来のために挑戦し続けます
世界をリードする研究・技術力を磨き続けます
新しい価値創出を目指し、産官学との共創を推進します
一人ひとりを大切にする価値観を基軸とします

② 4つの志

品質	意識と行動を「品質」にフォーカスする
挑戦	未来を創り出す「挑戦」をあきらめない
チームワーク	最強の「チームワーク」を築く
主体性	向上心を持ち「主体性」を磨く

(4) 情報開示

当社は会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに東京証券取引所が定める規則を遵守し、企業情報開示管理規程に基づき適宜かつ適切に開示を行います。

2. 取締役及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制／報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 法令、倫理等、NDKグループが社会から要請されている企業倫理の遵守を目的として、「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び「CSRガイドライン」を制定し、NDKグループの役員・従業員に周知しています。
- (2) 取締役会で決議される取締役及び執行役員の指名、懲戒、解職及び報酬議案につき、取締役会への答申を行う独立諮問委員会を設置しています。独立諮問委員会は、委員長を独立社外取締役とし、参加者の過半数を独立社外取締役としています。
- (3) 取締役会は、執行側に対して、コンプライアンスの徹底を含む監督を強化する体制を構築しています。この目的を達するために、内部統制の根幹となる規程には、マネジメントレビューの仕組みを組み込むとともに、取締役会において定期的に運用状況を審議しています。

- (4) 執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの周知徹底や法令管理台帳の整備を進めています。また、法令管理台帳において識別した法令による要請をCSRガイドラインに反映するとともに、業務手順に組み込むことにより、コンプライアンスに違反するリスクを低減しています。
- (5) NDKグループの各部署は、業務遂行にあたり必要に応じて法務担当部門に相談し、法務担当部門は必要に応じて弁護士等外部の専門家に相談しています。
- (6) 執行役員社長直轄の内部監査室は、NDKグループの主要な事業所を定期的に監査し、コンプライアンスが遵守されていることを確認し、執行役員社長及び取締役会並びに監査役会に報告しています。
- (7) 当社は、コンプライアンスに違反する行為が行われ、又は行われようとしている事象を早期に認知できるよう、内部通報規程を制定し、NDKグループ全体を対象とした内部通報制度を整備し、役員及び従業員に継続的に周知徹底を図っています。NDKグループは、当該通報に対して、不利益処分の禁止、通報者探索の禁止、利害関係人の排除を徹底しています。
- (8) 監査役は、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき取締役の職務執行の適正性を監査する体制をとっています。
- (9) 適正な人員を配置して、報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備・推進しています。
- (10) 財務報告の信頼性については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度を踏まえ、全社的内部統制及び業務プロセス統制の有効な整備・運用を行っています。
- (11) 反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底し、反社会的行為に関わらないようにするために、反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を持ちません。また反社会的勢力からの不当要求に対しても一切応じず、組織全体として毅然とした対応をとります。NDKグループ各社は、反社会的勢力に対する対応については、役員及び従業員の安全を図るよう努めます。そのために私たちは、反社会的勢力と関わる可能性のある状況を発見した際は、速やかに上司その他関係部署へ報告をしなくてはなりません。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役会事務局の機能を強化し、取締役会議案の充実を図るとともに、取締役会における議論が活発になるよう支援しています。
 - (2) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、決裁書等取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に基づき適切に保存及び管理を行っています。
 - (3) 必要に応じて保存・管理の状況の検証、取締役・監査役からの閲覧要請への対応、規程の適宜の見直し等を行っています。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理関連規程に基づき、執行役員社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、NDKグループにかかる種々のリスクの識別・評価・対応・管理を行っています。
 - (2) リスクの識別・評価の結果、重点管理リスクを特定し、部門横断的に対応を行っています。
 - (3) 環境、社会、ガバナンスリスクに対応して、サステナビリティ担当部門を設置し、リスク対応の体制整備を推進しています。
 - (4) 情報セキュリティリスクに対応して、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの認証取得を含む情報セキュリティ対応を強化する体制を構築しています。
 - (5) 各意思決定プロセスにおいて、適切なリスクアセスメントを実施し、リスク対応策をあらかじめ講じることを義務付けています。
 - (6) 想定される主要なリスクに対して、適切な事業継続計画を立案し、定期的な訓練を通じて対応力を向上させています。
 - (7) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に執行役員社長及び取締役会並びに監査役会に報告しています。
 - (8) リスクが現実が発生した事象（以下「顕在リスク」と言います）については、リスク管理関連規程に基づき対応するものとします。顕在リスクの規模に従い執行役員社長に報告されます。執行役員社長は顕在リスクの内容に応じて適切な対応チームを組成しています。
 - (9) 事業機会の創出や成長に資する不確実性については、経営企画担当部門を通じて戦略及び施策に反映するものとし、リスク管理委員会は経営企画担当部門と情報共有を行います。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、監督と執行を分離し、取締役会は中長期の経営課題の審議に時間を配分するとともに、通常の経営課題については執行側に大幅に権限を委譲することにしています。
 - (2) 取締役会は、前記の権限委譲を行うために、内部統制体制の運用状況の監督を行う体制を整備します。この監督の実効性を確保するために、稟議規程をはじめとした内部統制の根幹となる規程を取締役会決議事項としています。それぞれの規程の担当部門は、各規程の運用状況を確認し、取締役会に報告いたします。
 - (3) 中長期的な経営課題を審議するために、当社は取締役会議案に審議事項を設けています。
 - (4) 権限委譲を受けた執行側は、執行役員を中心とした諮問機関として執行役員会を設置し、重要な経営課題を審議し、執行役員社長に対して答申を行います。
 - (5) 当社は、取締役及び従業員の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の内部統制関係の諸規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、また意思決定プロセスの継続的な向上を図っています。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、関係会社の管理上の基本的業務を定めることにより、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定しています。関係会社管理規程では、生産関係の会社に対しては生産本部、販売関係の会社に対しては営業サービス本部を主管部門としつつ、関係会社の業務について当社の関連する部門が横断的に管理するマトリクス管理を行っています。
 - (2) 当社では、NDKグループが求められている内部統制の強化を含む社会的責任を果たし、NDKグループの利益最大化の観点で事業の発展を図ることを基本原則として、共に発展できるよう関係会社を管理しています。

- (3) 当社の諸規程については、企業倫理規程、危機管理関連規程、コンプライアンス関連規程等、NDKグループで同一の基準で運用すべき規程と、労務・安全衛生等NDKグループとして確保すべき水準を定める規程、関係会社の裁量に任せるべき規程を明確に区分し、諸規程の展開を行っています。
- (4) 関係会社の決定事項については、関係会社の裁量に任せることを基本としつつ、当社の裁量で決定すべき事項、当社の承認を求めるべき事項、当社への報告を求めるべき事項を明確に区分し、関係会社の諸規程に反映させています。
- (5) リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等はNDKグループの諸課題にも対応しています。また、内部通報規程はNDKグループ全体を対象としています。
- (6) 関係会社の意思決定プロセスについて、管理本部内に関係会社管理機能を設置し、適正にモニタリングを行っています。
- (7) 監査役及び内部監査室は、NDKグループ各社の状況の監査を実施しています。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務の補助をすべき従業員を必要とした場合は、監査役は関係する諸部門に対して補助を要求することができます。この場合において、当該従業員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとします。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及びこれに対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の選任・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役の同意を得ることとし、監査役の職務補助の業務に関し人事考課は常勤監査役が行います。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) NDKグループの取締役及び従業員は、NDKグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を当社監査役会に報告します。
 - (2) NDKグループの取締役及び従業員は、法令が定める事項の他、NDKグループの財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実、決定の内容等を直ちに当社監査役に報告します。
 - (3) 当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合しない事項を早期に認知できるよう、内部通報規程を制定し、NDKグループ全体を対象とした内部通報制度を整備し、運用しています。
 - (4) 内部通報規程における内部通報は、内部通報者の保護及び内部通報者の特定の防止を図るとともに、NDKグループの取締役及び従業員からの内部通報の内容及び対応状況について、適時当社監査役に対して報告します。
 - (5) NDKグループは、前3項の報告をした者について当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いもしません。
 - (6) 当社監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席します。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、執行役員社長と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施します。
 - (2) 監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施します。
 - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. 取締役会の実効性評価

取締役は取締役会の有効性を継続的に向上させるため、自らの取締役としての業務について自己評価を行い、その結果を取締役に提出します。

取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析及び評価を行い、その結果及び実効性を向上させるための施策の概要を開示します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、2026年5月14日開催の臨時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改訂を決議いたしました。本改訂は、当社において継続的に進めてきた内部統制及びガバナンスの高度化の取り組みを踏まえ、意思決定プロセスの明確化及び全社的なリスク対応力の強化を図るとともに、「攻めのガバナンス」への転換を通じて企業価値の持続的向上に資する体制を構築することを目的とするものです。
- (2) 当事業年度においては、2024年度に設置したグループ間内部統制ワーキンググループの運用、及び2025年度に受領したコーポレート・ガバナンス改革タスクフォースからの答申を踏まえ、制度及び運用の両面から体制整備を進めてまいりました。これらの取り組みを通じ、既存事業及び新規事業に係る意思決定プロセスの検証及び見直しを実施し、意思決定の透明性及び適正性の向上を図るとともに、経営判断の迅速化及び戦略実行力の強化につなげております。
- (3) 当社は2026年5月14日に「当社元従業員による不正行為に関するお知らせ」を開示いたしました。本件は、元従業員1名による資材の盗取及び転売行為であり、資材管理体制の検証プロセスの中で把握されたものです。
当社は、本件を厳粛に受け止め、資材管理体制の見直しを行うとともに、不正の早期把握につながる管理プロセスの強化を図り、再発防止に取り組んでおります。
さらに、本件を契機として、後述のリスク管理の枠組みの中で、リスクの早期識別及び適時対応を可能とする内部統制の高度化を推進し、同種事案の未然防止及び検知機能の強化を図っております。
- (4) 当社は、企業倫理規程に基づきNDKグループCSRガイドラインを制定しており、反社会的勢力の排除をはじめ、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に則った事業活動を推進しております。当該ガイドラインは、RBA（Responsible Business Alliance）の行動規範及び各都道府県の暴力団排除条例に準拠した内容としております。

- (5) 電子部品業界における会計不正事案や社会的に注目を集める人権侵害事案等も踏まえ、コンプライアンス委員会の下で、コンプライアンス体制のさらなる強化に取り組んでおります。具体的には、全社的なCSR研修の実施及び法令管理台帳の整備を通じて、コンプライアンス遵守体制の実効性向上を図っております。さらに、グループ間内部統制ワーキンググループにおいて、関係会社を含めた内部統制の整備及び運用の高度化を推進しております。
- (6) リスク管理については、リスク管理委員会において、中国デカップリングリスクを含む重点管理リスクを識別し、リスク管理計画を策定することで、全社的なリスク対応力の向上を図っております。また、リスク管理を単なる損失回避にとどめることなく、適切なリスクテイクを可能とする基盤として位置付け、「攻めのガバナンス」を支える機能として運用しております。
- (7) 重要事項の決定に関しては、社内規程に基づき、取締役会又は執行役員会において審議・決議を行うほか、稟議による決裁を実施しております。また、これらの意思決定プロセス及び結果については、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として適切に記録・保管しております。
- (8) 取締役会の運営については、コーポレート・ガバナンス改革タスクフォースの答申を踏まえ、執行側への権限委譲を推進するとともに、取締役会が審議すべき重要議案への重点化を図ることで、監督機能の実効性向上と意思決定の迅速化の両立を実現しております。これにより、取締役会は中長期的な経営課題の議論に専念する体制へと移行し、「攻めと守りのバランスが取れたガバナンス」の実現を図っております。また、取締役会事務局機能を強化し、議案の質的向上を図っております。
- (9) 社外取締役及び社外監査役は定期的に協議を行うとともに、取締役会において独立した立場から積極的に意見を表明しております。さらに、取締役会の下に独立社外取締役を委員長とし、社外役員及び社内役員で構成される独立諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任及び報酬に関する答申を行っております。これにより、取締役会の独立性・客観性及び説明責任の強化を図っております。なお、当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催されました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,977	流 動 負 債	13,975
現金及び現金同等物	10,805	借 入 金	1,328
定 期 預 金	800	リ ー ス 負 債	884
営 業 債 権	13,798	営業債務その他の未払勘定	10,329
棚 卸 資 産	12,443	未 払 法 人 所 得 税 等	419
未 収 法 人 所 得 税 等	43	デ リ バ テ ィ ブ 負 債	150
そ の 他	6,086	引 当 金	54
		そ の 他	807
非 流 動 資 産	32,347	非 流 動 負 債	30,432
有 形 固 定 資 産	23,173	借 入 金	24,807
無 形 資 産	3,241	リ ー ス 負 債	2,518
持分法で会計処理されている投資	1,922	繰 延 税 金 負 債	0
そ の 他 の 金 融 資 産	1,867	従 業 員 給 付	1,604
繰 延 税 金 資 産	1,489	引 当 金	347
そ の 他	653	政 府 補 助 金 繰 延 収 益	1,032
		そ の 他	121
		負 債 合 計	44,407
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	31,917
		資 本 金	5,596
		資 本 剰 余 金	3,147
		その他の資本の構成要素	3,518
		利 益 剰 余 金	19,655
		資 本 合 計	31,917
資 産 合 計	76,325	負 債 及 び 資 本 合 計	76,325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	54,629
売上原価	38,918
売上総利益	15,710
販売費及び一般管理費	9,854
研究開発費	2,830
その他の営業費用	548
その他の営業費用	218
営業利益	3,355
金融収益	75
金融費用	717
持分法による投資損益	△161
税引前当期利益	2,552
法人所得税費用	487
当期利益	2,065
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	△416
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	384
振替のない項目に係る法人所得税	40
小計	8
純損益にその後振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	1,529
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額	△14
振替の可能性のある項目に係る法人所得税	△5
小計	1,509
税引後その他の包括利益	1,517
当期包括利益	3,583
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,065
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する包括利益	3,583

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		株式払込剰余金	自 己 株 式	資本剰余金合計
2025年4月1日時点の残高	5,596	3,383	△92	3,290
当期包括利益				
当期利益				-
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				-
在外営業活動体の換算差額				-
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額				-
当期包括利益合計	-	-	-	-
所有者との取引額等				
剰余金の配当				-
株式報酬取引		15		15
自己株式の取得			△161	△161
自己株式の処分			3	3
所有者との取引額等合計	-	15	△158	△143
2026年3月31日時点の残高	5,596	3,398	△250	3,147

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の 所有者に帰 属する持分 合計	資本合計
	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	在外営業活動 体の換算差額	持分法による その他の包括 利益に対する 持分相当額	その他の資本の 構成要素合計			
2025年4月1日時点の残高	393	1,333	14	1,741	18,541	29,170	29,170
当期包括利益							
当期利益				—	2,065	2,065	2,065
その他の包括利益 確定給付制度の再測定				—	△258	△258	△258
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	267			267		267	267
在外営業活動体の換算差額		1,524		1,524		1,524	1,524
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額			△14	△14		△14	△14
当期包括利益合計	267	1,524	△14	1,776	1,807	3,583	3,583
所有者との取引額等							
剰余金の配当				—	△693	△693	△693
株式報酬取引				—		15	15
自己株式の取得				—		△161	△161
自己株式の処分				—		3	3
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	△693	△837	△837
2026年3月31日時点の残高	660	2,857	—	3,518	19,655	31,917	31,917

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	32,156	流動負債	12,437
現金及び預金	5,559	買掛金	8,047
受取手形	12	短期借入金	440
電子記録債権	657	未払金	335
売掛金	12,783	未払費用	2,680
商品及び製品	3,959	未払法人税等	83
仕掛品	691	役員賞与引当金	51
原材料及び貯蔵品	1,399	その他の負債	797
未収入金	241	固定負債	28,021
未収法人税等	6	長期借入金	25,120
未収消費税等	2,395	退職給付引当金	1,517
その他の	4,449	和解費用引当金	1
固定資産	25,328	株式報酬引当金	42
有形固定資産	8,542	資産除去債務	288
建物	2,730	その他の	1,053
機械及び装置	2,797	負債合計	40,458
土地	989	純資産の部	
その他の	2,025	株主資本	16,444
無形固定資産	3,140	資本金	5,596
ソフトウェア	2,074	資本剰余金	2,760
その他の	1,066	その他資本剰余金	2,760
投資その他の資産	13,645	利益剰余金	8,338
投資有価証券	1,201	利益準備金	227
関係会社株式	9,232	その他利益剰余金	8,110
関係会社出資金	2,190	繰越利益剰余金	8,110
繰延税金資産	450	自己株式	△250
敷金	102	評価・換算差額等	582
その他の	467	その他有価証券評価差額金	582
資産合計	57,485	純資産合計	17,026
		負債・純資産合計	57,485

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,256
売上原価	36,186
売上総利益	8,070
販売費及び一般管理費	7,942
営業利益	127
営業外収益	560
受取利息及び配当金	637
受取利息及び配当金料他	386
営業外費用	369
支払利息	568
貸与資産減価償却費	11
休止固定資産減価償却費	140
為替差損	99
その他	1,188
経常利益	524
特別利益	12
特別損失	126
税引前当期純利益	410
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	△6
当期純利益	△77
	474

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,596	2,760	2,760	158	8,399	8,558
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				69	△763	△693
当期純利益					474	474
自己株式の取得						
自己株式の処分		△0	△0			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△0	△0	69	△289	△219
当 期 末 残 高	5,596	2,760	2,760	227	8,110	8,338

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 の 合 計	
当 期 首 残 高	△91	16,823	336	336	17,159
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△693			△693
当期純利益		474			474
自己株式の取得	△164	△164			△164
自己株式の処分	5	4			4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			246	246	246
事業年度中の変動額合計	△158	△379	246	246	△133
当 期 末 残 高	△250	16,444	582	582	17,026

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥田 武充
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 潤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 武充

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂入 夏彦

監査役 吉田 美菜子

監査役 森田 功

(注) 監査役吉田美菜子及び監査役森田功は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室

TEL：03-5453-6711

交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：**当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。**

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがございます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがございますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しく下さい。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。

※ 車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第85期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

日本電波工業株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、第61条第1号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は記載を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 12社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | 古川エヌ・デー・ケー株式会社、函館エヌ・デー・ケー株式会社、
NDK QUARTZ (M) SDN.BHD.、
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.、蘇州日電波電子工業有限公司、
NDK TAIPEI CO., LTD.
NDK AMERICA, INC.、NDK EUROPE LTD. |

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・持分法を適用した関連会社の数 | 2社 |
| ・主要な持分法適用会社の名称 | NDK SAW devices株式会社 |

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

イ. 金融商品

①金融資産

い) 当初認識及び当初測定

当社グループは、営業債権その他の受取勘定を発生時に当初認識しており、その他の金融資産は契約当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時においては、すべての金融資産を公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益で認識しております。

ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を以下の区分に分類しております。

a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の要件をとともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却額及び認識が中止された場合の利得又は損失は、当期の純損益で認識しております。

b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の条件をとともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を純損益に振り替えております。

c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能な選択をした資本性金融商品につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に直接振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金につきましては純損益として認識しております。

d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記に分類した金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産につきましては、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、連結事業年度の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権等につきましては、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に移転した場合に、認識を中止しております。

②金融負債

当社グループは、すべての金融負債を契約の当事者となった取引日に当初認識しております。当該金融負債は、デリバティブを除き当初認識時に公正価値から発行に直接起因する取引費用を控除して測定しており、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループでは、義務を履行した場合、もしくは契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に金融負債の認識を中止しております。

③金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合には、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

i) デリバティブ

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために為替予約、通貨スワップを、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。デリバティブは契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していない、又はヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しております。

ii) ヘッジ会計

当社グループは、金利スワップについてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

当社グループでは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用するヘッジ手段とヘッジ対象についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジの効果について、ヘッジ開始

時とともに、その後も継続的に評価を実施しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素に累積しております。その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段にかかる金額は、ヘッジ対象が純損益に与える期間に、純損益に振り替えております。

ロ. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎期同じ時期に見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単元に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単元に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単元に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

ハ. 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により評価しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、原材料、製品、半製品及び仕掛品のいずれについても総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。加工費には、固定及び変動の製造間接費の適切な配賦額も含めております。

二. 従業員給付

確定給付制度の債務額は、当期及び前期以前の勤務の対価として従業員が獲得した将来の給付の見積額を現在価値に割り引いた額から、制度資産の公正価値を差し引いた額であります。割引率は、期末日現在の、満期までの期間が確定給付制度債務と近似する優良社債の利回りを使用しております。計算は、予測単位積増方式により、資格を持つ年金数理人が行っております。確定給付制度の債務額の純額の再測定により生じる調整額は、その他の包括利益として即時に認識し、利益剰余金に振り替えております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法等

イ. 有形固定資産

①所有資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去並びに設置していた場所の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

②取得後の支出

有形固定資産の一部を交換するために要する費用は、当該部分に伴う将来の経済的便益がもたらされることが予想され、当該費用を信頼をもって算定できる場合はその帳簿価額で認識し、交換された部分の帳簿価額については認識を中止しております。日常的に行う有形固定資産の保守費用は、発生時に費用処理しております。

③減価償却費

使用可能となった日から減価償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～15年
- ・工具器具及び備品 2～20年

土地及び建設仮勘定については減価償却を行っておりません。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

ロ. 無形資産

①のれん

のれんは、当社グループが取得した持分の取得原価が、識別可能な取得資産負債の公正価値の純額を上回る場合の超過額を示しております。のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で測定しております。のれんの償却は行わず、毎期減損テストを行い、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損の戻入は行っておりません。

②その他の無形資産

その他の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

その他の無形資産には、主としてソフトウェアや特許権が含まれております。

③研究開発

新しい科学的又は技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理しております。開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を当社グループが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

④事後的な支出

無形資産の事後的な支出は、その支出が関連する特定の資産に対する将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。それ以外の支出は、発生時に費用処理しております。

⑤償却額

のれん以外の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き使用可能となった日から償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

・ソフトウェア	3～5年
・特許権	12年

(3) リース

当社グループは、IFRS第16号に基づき、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。

イ. リース負債

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分をリースの計算利子率又は計算利子率を容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利子率で割り引いた現在価値で測定しております。リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

ロ. 使用権資産

使用権資産については、リース負債の当初測定額から当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定し、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間に渡り定額法により減価償却を行っております。

ハ. 短期リース及び少額資産リース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料をリース期間に渡り定額法により費用として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた法的又は推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間

的価値及び必要に応じてその負債に特有のリスクを反映させた割引率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローにより、引当金の額を算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

イ. 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

ロ. 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

(5) 収益認識

当社グループは、IFRS第15号を適用したことにより、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの事業内容は、水晶振動子、水晶機器等の水晶デバイス、応用機器、人工水晶及び水晶等の水晶関連製品の一貫製造とその販売であり、当事業で計上する収益を、顧客との契約に従い売上高として計上しております。

当社グループの製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

イ. 外貨建取引

外貨による取引は、取引日の為替レートで各グループ会社の機能通貨に換算しております。外貨建金銭債権債務は期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算差額は純損益として認識しております。取得原価で測定された外貨建の非金銭債権債務は取引日の為替レートで、公正価値で測定された外貨建の非金銭債権債務はその公正価値が測定された日の為替レートで機能通貨に換算しております。

ロ. 在外営業活動体の財務諸表

機能通貨が日本円以外である在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、平均レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、在外営業活動体の換算損益として、その他の包括利益で認識しております。

5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「4.会計方針に関する事項(5)収益認識」に記載のとおりであります。

6. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社及び一部の連結子会社は、従来、棚卸資産の評価方法について、主として先入先出法、又は移動平均法に基づいて配分していましたが、当連結事業年度より主に総平均法に基づく配分方法に変更しています。この評価方法の変更は、基幹システムの刷新を契機に、より適正な期間損益計算を行うことを目的として行ったものです。

なお、この会計方針の変更が過去の期間及び当連結事業年度の連結計算書類へ与える影響額は軽微です。

7. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結事業年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	1,489

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結事業年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

8. 未適用の新基準及び解釈指針

2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から強制適用されるため、当社グループでは2028年3月期からの適用を予定しております。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」と置き換わり、IAS第1号は廃止されます。IFRS第18号においては、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられています。これらの適用による連結計算書類への影響については検討中です。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当額
- | | |
|----------|--------|
| 営業債権 | 19百万円 |
| その他の金融資産 | 156百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 62,952百万円
3. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 10,500百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| （差引）借入未実行残高 | 10,500百万円 |
4. 財務制限条項
- 当社は、2025年3月26日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,000百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。

(連結包括利益計算書に関する注記)

その他の営業収益及び営業費用については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
設備賃貸料収入 (注) 1	35
政府補助金 (注) 2	115
和解費用引当金戻入益 (注) 3	127
その他の収益	269
その他の営業収益 計	548
固定資産処分損	67
休止固定資産減価償却費	23
和解費用	53
その他の費用	74
その他の営業費用 計	218

- (注) 1. 子会社が所有する建物の一部を賃貸しております。
2. 国又は地方公共団体から受領した従業員の雇用及び設備投資の実施に係る補助金を、関連する費用を認識する期間にわたり政府補助金として認識しております。
3. 当社製品に起因する顧客の損害に対する当社負担見積額に対して和解費用引当金を計上しております。一部の和解費用引当金については、金額が確定したことにより、見積金額との差額を和解費用引当金戻入益として認識しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

23,128,605株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	346	15.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	346	15.00	2025年9月30日	2025年12月15日

(注) 1. 2025年6月26日開催の定時株主総会の配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2. 2025年11月11日開催の取締役会決議の配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月29日開催予定の第86回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	346	15.00	2026年3月31日	2026年6月30日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの通常の営業過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクが発生しております。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

経営者はリスク管理方針に基づき、信用リスクにさらされている金融資産を継続的に監視するとともに、一定額以上の与信を必要とする顧客について外部信用調査会社のレポート等を参考に信用評価を行っております。当連結会計年度末時点において、当社グループは、顧客に対して金融資産に対する担保は要求しておりません。

現金及び現金同等物、デリバティブ金融商品等の金融取引は、信用度の高い金融機関とのみ行ってお

り、信用リスクはほとんどないと判断しております。営業債権以外の償却原価により測定する金融資産については、12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが、過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるため貸倒引当金を計上していません。

なお、当連結会計年度末時点において、重要な信用リスクの発生はありません。デリバティブ金融商品を含む金融資産の信用リスクの最大エクスポージャーは、それぞれ帳簿価額として連結財政状態計算書に表示しております。

当社グループは、営業債権等の償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増大等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。ただし、当社グループが保有するすべての営業債権については、重大な金融要素を含んでいないため、信用リスクの著しい増大を考慮せず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。営業債権は、法人顧客に関する債権であり、信用リスクの特性がほぼ同質であることから全体を一つのグループとして設定し、過去の貸倒実績率に将来の状況を加味した引当率を利用し、貸倒引当金を集散的に計上しております。

また、当社グループは、営業債権等について、以下の状況となった場合に債務不履行とみなしております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性増加

債務不履行となった場合には信用減損金融資産としており、個別債権ごとに過去の信用損失の実績及び将来の回収可能見込額等を加味し、個別で評価しております。

営業債権に対する引当額は、受け取るべき金額を回収することが不可能であることを確信するまでの過程で使用しており、回収不能であると判断した際に、当該金融資産の総額の帳簿価額を直接償却しております。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり困難に直面するリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで管理しており、さらに金融機関より随時利用可能な信用枠を確保しているため、このようなリスクは少ないと考えております。また、金融資産及び金融負債の満期分析も定期的に更新しております。

(3) 金利リスク

当社は、グループ会社の資金調達について統制及び監視を行っており、借入額及び借入の諸条件について当社の承認を得ずに契約を締結することを禁じております。当社は固定金利か変動金利かを選択する際、契約締結時及び将来の経済状況について十分に考慮しており、さらに契約締結後もその有効性を継続的に検証しております。また、当社は金利の変動によるキャッシュ・フローの変動の影響を回避する目的で、金利スワップを利用することがあります。

(4) 為替リスク

当社グループは、円貨以外の通貨の売上に対して為替リスクを有しており、このリスクは主に米ドルから生じております。なお、当社グループは外貨で認識されたすべての営業債権のうち、少なくとも80%については先物為替予約による為替リスクヘッジを行っており、そのほとんどは4ヶ月以内に期日が到来するものです。また、その他の外貨建金融資産及び金融負債に関しても、短期的な貸借不均衡を是正するために、必要に応じスポット・レートによる外貨の売買を通じて、為替リスクの許容範囲を超えないように管理しております。外貨建金融資産及び金融負債に対するリスクヘッジのために先物為替予約又は通貨スワップを利用した場合の公正価値の変動、及び外貨建金融資産及び金融負債から生じる為替差損益は、いずれも連結包括利益計算書の金融収益及び金融費用で認識しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(公正価値及び帳簿価額)

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の公正価値及び連結財政状態計算書上の帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する資産		
その他の金融資産	1,655	1,655
償却原価で測定する資産		
現金及び現金同等物	10,805	10,805
定期預金	800	800
営業債権その他の受取勘定	15,088	15,088
その他の金融資産	212	212
公正価値で測定する負債		
デリバティブ負債	150	150
償却原価で測定する負債		
営業債務その他の未払勘定等	10,340	10,340
借入金	26,136	26,448

公正価値の算定方法は次のとおりであります。

(1) 公正価値で測定するその他の金融資産

これらは主に市場価格で公正価値を測定しております。

(2) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

これらは金融機関による時価に基づいて公正価値を測定しております。

(3) 償却原価で測定する資産、営業債務その他の未払勘定等

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、当該帳簿価額を公正価値としております。

(4) 借入金

長期借入金の公正価値は、類似する負債の現在の借入金利を用いた割引後の将来キャッシュ・フローに基づいており、レベル2に分類されます。

(公正価値ヒエラルキー)

当社グループは、公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルで開示しております。

レベル1－活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2－レベル1に属さない、直接又は間接に観察可能なインプット

レベル3－観察可能な市場データによる裏付がない観察不能なインプット

当社グループは、各レベル間の振替を連結会計年度末日において認識しております。

連結会計年度末時点における、経常的に公正価値により評価される金融資産及び金融負債の内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	66	－	－	66
ゴルフ会員権	－	66	－	66
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	1,028	－	488	1,516
ゴルフ会員権	－	6	－	6
資産合計	1,094	72	488	1,655
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	150	－	150
負債合計	－	150	－	150

(注) レベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,392円10銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 89円73銭 |

株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数199,000株 期中平均の当該自己株式の数104,631株

(固定資産の減損に関する注記)

有形固定資産

当社グループは、会社別・事業所別に、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位(資金生成単位)を基礎としてグルーピングを行っております。将来の活用が見込まれていない遊休資産は、個々の資産単位をグループとしております。

当連結事業年度においては、該当事項はありません。

(持分法による投資の減損損失)

当連結事業年度においては、該当事項はありません。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

当社は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役等を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式数は115,200株、その帳簿価額は130百万円です。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2026年2月に、従業員の福利厚生制度の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるESOP（Employee Stock Ownership Plan）及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が「日本電波工業従業員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式数は83,800株、その帳簿価額は117百万円です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

120百万円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

① 商品、製品、半製品及び仕掛品……………総平均法

② 原材料……………総平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～47年

機械及び装置…………… 2～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア…社内における利用可能期間

(3～5年)

特許権……………12年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生した事業年度において全額を費用処理しております。

(4) 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

役員等に対する将来の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、役員等に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を基礎として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社は、従来、棚卸資産の評価方法について、主として先入先出法、又は移動平均法に基づいて配分していましたが、当事業年度より主に総平均法に基づく配分方法に変更しています。この評価方法の変更は、基幹システムの刷新を契機に、より適正な期間損益計算を行うことを目的として行ったものです。

なお、この会計方針の変更が過去の期間及び当事業年度の計算書類へ与える影響額は軽微です。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	450

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,454百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| (1) 短期金銭債権 | 12,545百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 5,577百万円 |
| 3. 取締役、監査役に対する長期金銭債務 | 11百万円 |
| 4. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 貸出コミットメントの総額 | 10,500百万円 |
| 借入実行残高 | —百万円 |
| (差引) 借入未実行残高 | 10,500百万円 |
5. 財務制限条項
当社は、2025年3月26日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,000百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上に維持する。
 - ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 営業取引による取引高 | |
| ① 売上高 | 33,193百万円 |
| ② 仕入高 | 30,060百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引による取引高 | 1,168百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	69,098株	135,937株	4,000株	201,035株

(変動事由の概要)

普通株式の増加株式数の主な要因は、従業員持株会支援信託ESOPを導入したことによる自己株式の取得85,500株、持株会信託口から持株会への売却による減少1,700株、取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度の追加拠出による追加取得50,000株、執行役員の退任による株式給付による減少2,300株です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	251百万円
減価償却費	103百万円
減損損失	154百万円
子会社株式評価損	1,528百万円
未払賞与	228百万円
和解費用引当金	9百万円
退職給付引当金	480百万円
繰越欠損金	3,367百万円
関係会社事業損失引当金	15百万円
組織再編に伴う関係会社株式	903百万円
その他	263百万円
繰延税金資産小計	7,306百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,346百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,318百万円
評価性引当額小計	△6,665百万円
繰延税金資産合計	641百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△186百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△190百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	450百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.4%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	11.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△38.1%
住民税均等割り	3.2%
評価性引当額の増減	△78.3%
欠損金当期末期限切れ	59.6%
税率変更による影響	△5.3%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△15.5%</u>

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.5%から31.4%に変更し計算しています。

この税率変更が当社の計算書類に与える影響に重要性はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	6,105	売 掛 金	1,030
子会社	NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	受取配当金	490	—	—
子会社	NDK TAIPEI CO., LTD	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	8,737	売 掛 金	2,801
子会社	NDK AMERICA, INC.	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	4,114	売 掛 金	598
子会社	NDK EUROPE LTD.	直接99.9% 間接 0.0%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	11,274	売 掛 金	4,024
子会社	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	直接100%	有 1名	当社製品 の製造及 び販売	製品の販売	2,835	売 掛 金	1,003
子会社	蘇州日電波電子工業有限公司	直接100%	有 1名	当社製品 の製造及 び販売	材料、製品の購入	7,821	買 掛 金	428
子会社	函館エヌ・デー・ケー株式会社	直接100%	有 2名	当社製品 の製造	設備の賃貸	463	未 収 入 金	37
					材料の有償支給	2,072	前 渡 金	928
					材料、製品の購入	9,869	買 掛 金	1,537
					資金の返済	450	—	—
子会社	古川エヌ・デー・ケー株式会社	直接100%	有 2名	当社製品 の製造	材料、製品の購入	7,970	買 掛 金	2,714
					材料の有償支給	1,133	前 渡 金	1,065
					資金の返済	80	関係会社短期借入金	440

- (注) 1. 取引価格については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。
 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	742円61銭
2. 1株当たり当期純利益	20円59銭

株式給付信託に係る信託口及び持株会信託口が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数199,000株 期中平均の当該自己株式の数104,631株

(追加情報)

役員向け株式交付信託及び従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の（追加情報）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。